

議案第122号

芽室町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例
中一部改正の件

芽室町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

平成30年3月2日提出

芽室町長 宮 西 義 憲

芽室町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

芽室町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（平成27年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「介護保険施設」を「介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」に改める。

第6条第2項中「である」を「であり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項各号列記以外の部分中「第3項」を「第4項」に改め、同項第1号中「第3項各号」を「第4項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第32条第9号中「のために」を「のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、」に改め、同条第14号の次に次の1号を加える。

(14)の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

第32条第21号中「以下」を「次号及び第22号において」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(21)の2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービスを作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

説 明

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準について、所要の整備をするため、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新旧対照表

改正案	現 行
<p>(基本方針)</p> <p>第2条 一略一</p> <p>2・3 一略一</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、町、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）、他の指定介護予防支援事業者、<u>介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者</u>、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第2条 一略一</p> <p>2・3 一略一</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、町、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）、他の指定介護予防支援事業者、<u>介護保険施設</u>、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。</p>

改正案

現行

第6条 一略一

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

第6条 一略一

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

改正案	現 行
<p>(1)・(2) 一略一</p> <p><u>5</u> 一略一</p> <p><u>6</u> <u>第4項第1号</u>の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p><u>7</u> 指定介護予防支援事業者は、<u>第4項</u>の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) <u>第4項各号</u>に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの</p> <p>(2) 一略一</p> <p><u>8</u> 一略一</p> <p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第32条 指定介護予防支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによ</p>	<p>(1)・(2) 一略一</p> <p><u>4</u> 一略一</p> <p><u>5</u> <u>第3項第1号</u>の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p><u>6</u> 指定介護予防支援事業者は、<u>第3項</u>の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) <u>第3項各号</u>に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの</p> <p>(2) 一略一</p> <p><u>7</u> 一略一</p> <p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第32条 指定介護予防支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによ</p>

改正案	現 行
<p>るものとする。</p> <p>(1)～(8) 一略一</p> <p>(9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、<u>介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を召集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。</u></p> <p>(10)～(14) 一略一</p> <p><u>(14)の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。</u></p> <p>(15)～(20) 一略一</p>	<p>るものとする。</p> <p>(1)～(8) 一略一</p> <p>(9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を召集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。</p> <p>(10)～(14) 一略一</p> <p>(15)～(20) 一略一</p>

改正案	現 行
<p>(21) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合 その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（<u>次号及び第22号において「主治の医師等」という。</u>）の意見を求めなければならない。</p> <p>(21)の2 <u>前号の場合において、担当職員は、介護予防サービスを作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。</u></p> <p>(22)～(28) 一略一</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(21) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合 その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（<u>以下「主治の医師等」という。</u>）の意見を求めなければならない。</p> <p>(22)～(28) 一略一</p>

芽室町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する 基準を定める条例の一部改正（案）についての概要

1 条例制定の趣旨

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（平成30年厚生労働省令第4号。平成30年1月18日官報公布。）により、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）」及び関係省令が改正となりました。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）」の公布により、介護保険法（平成9年法律第123号）の一部が改正され、介護予防支援に関する基準について、市町村の条例に委任されていることから、本町における条例の基となる省令が改正されたので、併せて一部改正します。

※介護予防支援とは

要支援認定者に対して、保健師等の担当職員が介護予防のためのサービスを適切に利用するためのケアプラン（介護予防サービス計画）を作成し、サービス事業者や関係機関との連絡調整等を行うものです。

介護予防支援は、地域包括支援センターで行っていますが、居宅介護支援事業所に業務を委託する場合があります。

2 本町の条例に関係する改正された省令

・指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）

3 条例の一部改正の基本方針

現行の条例は、目的達成のための必要最低限の基準を定めたものであり、指定介護予防支援事業者は、基準条例を遵守することで適切な事業運営を行っていることから、一部改正された基準省令どおりに条例を一部改正するものです。

4 基準省令（国）と条例（町）の関係

町の条例で定める基準については、次の分類のとおり、厚生労働省令等で定める基準を踏まえて定めるとされており、これに応じて地域の実情に基づいた内容の条例を制定することとされています。

基準の分類	基準の意味
従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

5 主な改正内容

基準の分類	厚生労働省令（国の基準）	条例改正案（町の基準）
従うべき基準	内容及び手続きの説明および同意	国の基準どおり。
参酌すべき基準	基本方針、指定介護予防支援の具体的取扱方針	国の基準どおり。

以下、②は[従うべき基準]、①と③は[参酌すべき基準]であり、本町においていずれも国の基準どおりとします。

①障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携

（介護予防支援基準第1条の2関係 ⇒改正後の条例第2条第4項）

- ・障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合等におけるケアマネジャーと障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、指定居宅介護事業者が特定相談支援事業者との連携に努める必要がある旨を明確にする。

②公正中立なケアマネジメントの確保

（介護予防支援基準第4条関係 ⇒改正後の条例第6条第2項）

- ・利用者との契約にあたり、利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける介護予防サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であること等を説明することを義務づける。

③医療と介護の連携の強化

（介護予防支援基準第30条関係 ⇒改正後の条例第6条第3項、第32条第14号の2、第32条第21号の2）

- ・入院時における医療機関との連携を促進する観点から、介護予防支援の提供の開始に当たり、利用者等に対して、入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼することを義務づける。
- ・訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師等に必要な情報伝達を行うことを義務づける。

施行期日 平成30年4月1日